

海江田経産大臣の「安全宣言」は「無能宣言」か？

シビアアクシデント対策に矮小化するな！

すべての原発を冷温停止状態にせよ！安全基準を抜本的に改定し、安全性・耐震性なき原発を閉鎖せよ！

海江田万里経済産業大臣は6月18日、福島・浜岡両原発を除く国内の原発について、「安全宣言」を行い、原発立地自治体に定検後の運転再開を受け入れるよう求める声明を出しました。しかし、「原発の安全性について論評に値する内容を何も含んでいない」(泉田裕彦新潟県知事)、「電力供給と安全確保は別の次元の問題」(西川一誠福井県知事)など、一斉に反発を受け、「ハイ、そうですか」とはなっています。運転再開の対象外である福島・静岡でも、佐藤雄平福島県知事は「被災県として、放射線量を毎日気にして暮らす県民として、原子力発電の再稼働など考えられるものではない。『原発あつての経済』という体制も同時に考え直さねばならない。」と脱原発による復興を鮮明に打ち出し、川勝平太静岡県知事は「(浜岡原発が含まれないのは)当然だ。完全な対策だと確認できない限り、再開のさの字も出る状況ではない。」と手厳しく批判しています。

事故は未だ収束せず

それもそのはずです。第一に、福島第一原発重大事故は未だに収束していません。炉心溶融事故を起こした福島第一原発では、压力容器の底へ融け落ちた溶融核燃料が依然として高い崩壊熱を出し続けており、この冷却に失敗すれば、より大量の放射能が環境へ噴出する危険が去っていないのです。また、約11万トンもの放射能汚染水が建屋からあふれ出ようとしており、これを除染して冷却水として循環させる計画も失敗続きで、うまく進んでいません。原発重大事故が収束せず、深刻な状態が続いている最中に、「他の原発は安全だ」と言っても、誰も信用しないでしょう。

また、海江田経産大臣声明では、「電力制約が、

我が国経済の成長にとって最大の課題である」としていますが、日本経済にとって最も重要な制約は福島第一原発重大事故そのものではないのでしょうか。さらに、「電力需給の安定は、震災からの復興と日本経済の再生のために不可欠である」といくら強調しても、放射線被曝の恐怖の中で生活している人々には全く説得力がなく、むしろ反発を招くだけであるということが、なぜ、わからないのでしょうか。

事故原因も対策も不明のまま

第二に、福島第一原発重大事故の経過、原因、対策が不明のままです。東京電力や政府による事故情報や放射能汚染情報の隠蔽が次々と明らかになっていますが、長期間の全電源喪失もあって原子炉の温度や圧力などの基本的な情報そのものが不足しており、また、計器故障の疑いがあるため信用できないため、事故の全貌が明らかではありません。地震・津波を契機としながら、どのようにして炉心溶融に至ったのかが依然として闇の中です。そのため、根本的な事故原因を特定することも対策を考えることも全くできていないのです。唯一存在するのは、東京電力と原子力安全・保安院によるコンピュータ・シミュレーションですが、現に炉心溶融が起きて溶融燃料が一部压力容器の底へ落下しているという事実(压力容器下部温度から推定可能)以上に、事故経過を明らかにするものではありません。原因も対策も不明なままで「安全だ」と言えるのであれば、「ハタリ」だけでしょう。

海江田経産大臣の声明でも「事故の実態を明らかにするとともに、受け取るべき教訓を汲み取って原子力安全対策の全体像を示し、それらを実行に移すことが不可欠」だとしながら、実態は未だに不明

であり、安全対策の全体像も見えていないのです。にもかかわらず、「安全だ」となぜ言えるのでしょうか。

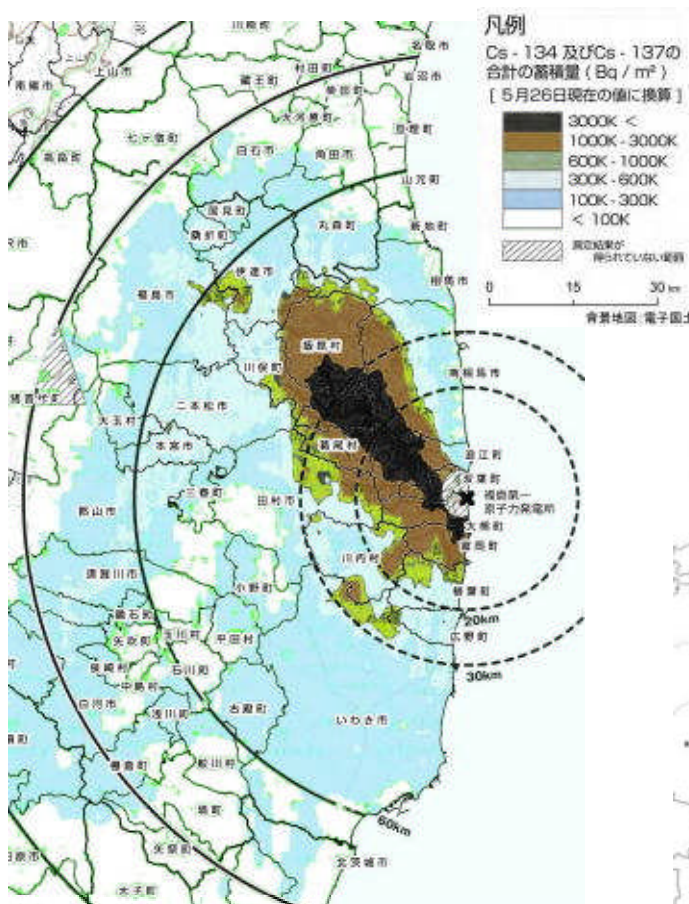
安全基準の抜本改定はこれから

第三に、安全基準の抜本の見直しが不可欠です。 斑目原子力安全委員長は5月19日、「安全設計指針というのが明らかに間違っている。特に、全交流電源喪失なんていうことは、我が国の場合は送電網が強いから長時間考えなくてもいいとか、ディーゼル発電機についても短期間に多分復旧できるから、そんなのは考えなくていいなんていう解説まで書いてあるんですが、これは明らかに間違いです」と断言し、6月16日の原子力安全委員会で、「今回の地震および津波に係る知見、事故の教訓を踏まえ、安全確保策の抜本の見直しを図る」ため、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」と「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」について、来年3月を目途に論点等を整理し

報告するよう原子力安全基準・指針専門部会長に指示しています。つまり、事故を踏まえた安全審査指針の抜本的な改定に向けた議論がようやく始まったところなのです。来年3月にならなければ、その論点すら不明な状態で、「安全宣言」など出せるはずがないのです。

EPZ拡大で広範囲の住民合意が不可欠

第四に、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)」も拡大されようとしており、原発立地自治体だけでなく、30～50km圏などより広範囲の自治体の合意が不可欠です。 原子力安全委員会は6月16日、安全設計審査指針に加えて、防災指針の改定についても、EPZを原子炉から半径8～10kmとしている防災指針(昨年8月に一部改定したばかりの「原子力施設等の防災対策について」)は「事故後の現状に合わない」とし、範囲拡大など抜本的な見直しを検討し報告するよう、原子力施設等防災



美浜原発から30km圏に琵琶湖が入る！



文部科学省および米国DOEによる航空機モニタリングの結果

(セシウム134、137の地表面への蓄積量の合計: 2011年6月16日文部科学省発表)

100万～300万ベクレル/m²の高濃度汚染地区は飯舘村をすっぽり覆い、北西50kmまで広がっています。チェルノブイリ事故ではセシウム137が55.5万ベクレル/m²以上の地域が強制移住の対象とされました。

専門部会長に指示しています。こちらは「来年3月まで」などという期限がなく、できるだけ速やかに報告するように求めたものと思われます。そうであればなおさら、福島第一原発重大事故による放射能汚染の現状を考慮して、EPZを「30～50km圏」および「風向等を考慮した50～60kmのセシウム汚染危険地域」まで抜本的に拡大した上で、関連する自治体も含めて議論すべきではないでしょうか。現在の狭い範囲の原発立地自治体にだけ、あわてて運転再開の合意を得ようというのは、この趣旨にも反するのではないのでしょうか。

ちなみに、関西の水瓶である琵琶湖は美浜原発から30km圏にあり、EPZを30km以上に拡大すれば、美浜・敦賀・もんじゅの運転再開については滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岐阜県など関西・中部一円の住民合意が不可欠になるでしょう。古田肇岐阜県知事は6月16日、「100km以内に8カ所、30km以内に4カ所の原子力事業所がある」とし、原子力災害対策特別措置法における「隣接市町村」を「原発から一定の距離内にある市町村」へ変更するよう海江田経産大臣に直接要請し、大臣は「実現の方向でしっかり取り組みたい」と応えています。即刻、法改正すべきです。さらに、原子力協定見直しを含めて、原子力災害を被るおそれのあるすべての自治体の発言権を強化すべきです。

立地審査指針の見直しも不可欠です。立地審査指針では、集団被曝線量のめやすとして、2万人Sv、すなわち、約200万人の福島県民全員が平均10mSvを被曝させられるような放射能汚染まで「十分受け入れられる程度に小さい」としていますが、これは理不尽です。この集団被曝線量のめやすを一桁以上下げさせ、今回の福島第一原発重大事故による放射能汚染を考慮した場合に、集団被曝線量が「改定されためやす線量」を超えるような原発は即刻閉鎖すべきです。

IAEA向けのパフォーマンスか？

第五に、海江田経産大臣の「安全宣言」は、7月の電力ピーク対策であるだけでなく、6月20・21日に開催される「原子力安全に関するIAEA閣僚会

議」に向けたパフォーマンスのようにも見えます。「巨大津波に対する当面のシビアアクシデント(過酷事故)対策は万全だ」とでも言いたいのでしょうか。

ここで気になるのが、今回のIAEA閣僚会議の目的です。そもそも、IAEAは原発推進を目的とした国際原子力機関であり、原発推進の妨げになるような方針や政策を検討するところではありません。天野之弥IAEA事務局長によれば、今回の会議の目的は、(1)原発事故の暫定評価を行うこと、(2)事故を踏まえ、緊急事態への準備と対応を評価すること、(3)国際的な安全の枠組みについて見直すべき点を明らかにすること、(4)事故の教訓と今後とるべき行動を明らかにすることです。つまり、福島第一原発重大事故の影響が広がる前に原子力安全対策の課題をできるだけ限定し、原発推進の障害を取り除こうとしているのです。

現に、「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書 - 東京電力福島原子力発電所の事故について - 」(2011年6月、原子力災害対策本部)では、シビアアクシデント対策や原子力災害への対応強化に当面の重点が置かれ、事故原因に係わる安全基準の改定などは長期的に検討すべき付け足しの項目になっています。

シビアアクシデント以前に設計の基本思想が問題

しかし、「シビアアクシデント」とは「設計基準事故を超える過酷事故」のことであり、本来であれば、この設計基準事故の設定の仕方が良かったのかどうか検討されるべきです。現状では、機器・配管類の単一故障しか想定されず、同時多重故障は想定外に置かれています。発生確率の小さな事故も重大さにかかわらず想定外に置かれています。このような方針で設計された福島第一原発で、地震・津波を契機として炉心溶融事故が起きてしまったのです。シビアアクシデントは設計の結果であり、シビアアクシデントを起こさないための設計の基本的考え方が間違っていたのです。ところが、これを問題にすると、收拾がつかなくなるおそれがあります。斑目原子力安全委員長がくしくも浜岡原発運転差止訴訟で証言したように、「何でもかんでも、これも可能性ちょっ

とある、これはちょっと可能性がある、そういうものを全部組み合わせたら、ものなんて絶対造れません。だからどっかでは割り切るんです。」(2007年2月16日第17回口頭弁論)ということになっているのです。

原発は本質的に危険

原発では、通常運転中に核分裂連鎖反応を制御することも重要ですが、核分裂連鎖反応で生じる膨大な量の核分裂生成物(死の灰)を核燃料棒の中に閉じ込め、その崩壊熱を冷却し続けることが極めて難しいのです。100万kW級原発では毎日広島型原爆約3発分の核分裂生成物が生み出され、1年間運転停止直後には23万kWもの崩壊熱を出し、制御棒によってもこれを止めることはできません。これを冷却できなければ核燃料棒の温度が2500℃をはるかに超えて溶融してしまいます。また、燃料棒被覆管には中性子吸収率の小さいジルコニウム合金が使われており、これが900℃を超えると周囲の冷却水と激しく反応して水素と熱を出し、燃料棒の崩壊を一層加速させます。今回の事故では、この水素が圧力容器から原子炉建屋へ漏れて爆発しました。格納容器下部のサブプレッションチェンバ(圧力抑制室)の近くでも、漏れ出して爆発しています。

原発では、原子炉で蒸気をつくり、タービンを回し、復水器で水に戻すという発電システムが同時に炉心冷却を担っています。今回の事故では、これまで重要でないとされていた海水ポンプが津波で使えなくなりました。タービン建屋では配管などが地震で壊れた可能性もあります。これでは、電源が回復しても炉心冷却を行うことはできません。しかし、原発のすべての機器・配管類を頑丈にし、複数の機器が同時に故障することを考慮して設計すると建設費が巨額になり、発電コストが高くなりすぎます。そのため、「割り切らなければ、つくれない」のです。火力発電所の場合には、燃料の供給を止めるか、空気の送風を止めれば、燃焼室での燃焼を瞬時にストップさせることができ、ボイラの爆発事故は防げます。発電システムとボイラの燃焼室制御を独立させられるのです。

原発では発電システムと炉心冷却システムを独立させることができません。炉心溶融事故を起こさないように安全を重視すると、蒸気温度を上げることができず、

経済的に成り立ちません。そこで、炉心を冷却できるぎりぎりの状態にまで冷却水の圧力と温度を上げ、「重要でない」と判断されるところについては設計条件を緩和し、機器・配管類の同時多重故障は起こらないと割り切り、可能な限り経済効率を追求して、設計し建設し運転しているのが実情です。だから、今回のように全交流電源が断たれると、直ちに炉心過熱が始まり、数時間で炉心空だき状態に陥り、炉心溶融事故に至ってしまうのです。

シビアアクシデント対策に矮小化するな

日本国政府報告書では、この設計の基本的考え方に関わる「安全確保の基盤強化」を後方に位置づけ、シビアアクシデント防止・対応策の強化を前に出して強調しているのです。海江田経産大臣の声明では、シビアアクシデントの中でも全交流電源喪失事故に限定して防止・対応策を強調し、設計の基本的考え方の問題点には全く触れないまま、補助的措置にすぎない非常用電源・電源車・消防車の高台配置や原子炉建屋の水素ガス抜き対策などに問題を解消し、「安全宣言」を行っているのです。津波による水没さえ防げば、発電システム、したがって、炉心冷却システムの健全性が保証されるであろうという都合の良い「想定」に立っているにすぎないのです。福井県知事が懸念しているように、岩手・宮城内陸地震のようなマグニチュード7クラスの直下地震に襲われれば、極めて大きな地震動によって冷却系配管が破断したり、冷却水ポンプが歪んで回転できなくなったり、弁が開固着するなど、さまざまな共通原因故障が一斉に起こることも十分あり得ます。老朽原発であれば、なおさら、さまざまな材料欠陥や機器の劣化が一斉に顕在化し、同時多重故障を引き起こす恐れも高いでしょう。なぜそこまで頭が回らないのでしょうか。

原発に小型発電所を設置して事故に備える？

あるうことが、政府報告書では「空冷式ディーゼル発電機、ガスタービン発電機など多様な非常用電源の整備」を図るとしていますが、発電所のシビアアクシデントを防ぐために、別の小型発電所を設置し

なければならないとは、一体どういう発電所なのでしょ
う。「屋上屋を架す」とはこのことです。

なぜ、水素ガス抜きにこだわるのか？

原子炉建屋の水素ガス抜き対策も、それを実施
すれば、核燃料棒被覆管の水・ジルコニウム反応で
生じた水素が放出されるわけですから、水素と共に
大量の放射能も放出されます。水素爆発で放射能
が一気に放出されるか、徐々に時間を掛けて放出さ
れるかの違いにすぎません。今回の事故で、もし、
仮に、原子炉建屋の屋上に緊急に穴を開けられた
と仮定して、炉心溶融・メルトダウン事故は防げたの
でしょうか。放射能の大量放出を防げたのでしょうか。
放射能の大量放出を防げたのでしょうか。これ
らについても何ら分析した形跡はありません。教訓
の導き方が根本的に間違っており、事故原因や対
策を意図的に矮小化するものだと言えます。

「超えられない設計基準事故」を想定すべき

現在の設計をベースにして、設計基準事故を超
えるシビアアクシデントの防止や対策を検討するの
ではなく、設計のための想定事故を単一故障から同
時多重故障へ変更し、発生確率が小さくても重大事
故につながる経路(ツリー)を重視して、設計基準事
故そのもののレベルを引き上げるのが筋ではないで
しょうか。その上で、そのレベルに達していない原発
については閉鎖を指示するのが政府のとるべき責
任ではないでしょうか。

「そんな想定をしたら、原発をつくれなくなる」とい
う声が聞こえてきそうです。いつかの斑目原子力安
全委員長のようにですね。つけれないのなら、つくら
せるべきではないのです。そのような厳しい想定を満
たせないのであれば、運転を認めるべきではないの
です。即刻閉鎖すべきです。そうしなかったから、今

回のような重大事故を招いてしまったのです。それ
を猛反省すべきでしょう。

原子力安全・保安院を独立させればよいのか？

政府報告書は、「原子力安全・保安院を経済産業
省から独立させ、原子力安全委員会や各省も含め
て原子力安全規制行政や環境モニタリングの実施
体制の見直しの検討に着手する。」としていますが、
これだけでは決定的に不十分です。現在の経済産
業省は原子力推進であり、原子力安全・保安院をそ
こから独立させるのは当然です。しかし、原子力基
本法によれば、原子力安全委員会も、原発推進に
反しない限りでの安全規制しかできません。原子力
基本法を改正し、国民の安全確保を絶対的の使命と
し、事業者に原発停止命令を出せるような原子力安
全委員会に改組する必要があります。原子力安全・
保安院を解体して、このような原子力安全委員会に
統合し、一本化するのも道でしょう。このような原子
力安全委員会の下で脱原発プログラムを策定・監視
し、実施していくのが現実的な道ではないでしょうか。

冷温停止と安全基準抜本改定をテコに脱原発へ

政府と経産省による姑息な矮小化宣伝を断固とし
てはねのけ、新增設中止はもちろんのこと、すべて
の原発の運転停止を求めましょう。54基の商業用原
発のうち、35基は運転停止中ですが、定期点検中
の泊3号と大飯1号は、それぞれ地震発生前後の3
月7日と3月13日に定期点検最後の調整運転に入り、
原子力安全・保安院から定期検査合格証が出ない
まま、事実上の営業運転を続けています。こんな
いい加減な安全規制など許されません。即刻運転停
止すべきです。他の運転中の17基はこの夏以降、
順次定期検査に入る予定ですが、浜岡原発と同様
に、いつ直下地震が起きてても不思議でない状況で
す。すべての原発の運転を停止し、冷温停止状態
にすべきです。その上で、安全基準を抜本的に改
定し、安全評価をやり直すべきです。運転年数が30
年を超える原発は無条件に閉鎖すべきであり、安全
性・耐震性が保証されない原発も即刻閉鎖すべき
です。これらをテコに脱原発へ進みましょう。